

# 平成28年度 ごみ分別収集日程表

【南 区】下細谷上・下細谷下・久保田質美・久保田中・久保田志久・江網上・江網下・前河内東・前河内西・大串上西・大串登戸・大串宿・大串毘沙門・吉見ヶ丘

## 南 区

平成28年 4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

平成29年 1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

●もやせるごみ 毎週火・金曜 ※もやせるごみは5月3日及び1月3日は収集しません。  
●資源ごみ・有害ごみ 第2・4月曜  
●もやせないごみ 毎週水曜  
●ペットボトル 第2・4水曜

もやせるごみ	資源ごみ	有害ごみ	ペットボトル
<b>指定した袋で!!</b> 燃やせるごみ専用袋 吉見町 ○生ごみは、よく水切りし、袋の口をひもで縛って出してください。 ○カン類が入っていると集めません。	<b>出せるもの</b> ■ビン類 一升ビン、ビールビン、ジュースビン、ドリンク類 ■カン類 ■紙類・布類 ○紙類…新聞(広告)・雑誌・ダンボール(それぞれ分けてヒモでしばって出してください。) ○布類…たたんでヒモでしばって出してください。 ○布類…雨の日はビニール袋に入れて出してください。(雨に濡れてしまうとリサイクルできません。) ■牛乳パック・酒パック・ジュース類 このマークがついているもののみ	<b>出し方</b> ○きれいに洗ってコンテナに入れてください。 ○キャップ(栓)は取り外します。 ○きれいに洗ってコンテナに入れてください。 ○食べ物のカスなどは取り除いてください。 <b>出し方</b> ○乾電池 乾電池回収箱へ入れてください。 ○蛍光管・水銀柱 割らずにそのままコンテナに入れてください。	○キャップとラベルを取り、水洗いしてから、つぶして出してください。 ○取ったキャップとラベルは容器包装(資源)類へ ○指定の回収ネットに入れてください。 酒、みりん、しょうゆ、ジュース、ドレッシング類
<b>出せるもの</b> ○台所ごみ(生ごみ) ○紙くず ○草花・ワラくず・枝木 ○紙おむつ ○紙マークのついているもの 生ごみ 紙くず 3cm 20cm 草木・枝木(たばねる) 60cm ●枝木は太さ3cm以下のものは、長さ60cm以内に切り、直径20cm以内に束ねて出してください。太さ3cmを超えるものは、粗大ごみになります。	<b>出し方</b> ○乾電池 ○蛍光管 ○水銀柱 ○電球 乾電池 1.5V ●ボタン電池は店頭回収にご協力ください。	<b>出せるもの</b> ○乾電池 ○蛍光管 ○水銀柱 ○電球 乾電池 1.5V ●ボタン電池は店頭回収にご協力ください。	<b>回収するペットボトル</b> PET ボトルのラベル部分や底に、このマークがあります。マークが入ったものだけ回収します。 ○容器の底面に「ハそ」があるものがペットボトルです。 <b>ペットボトルの出し方</b> ①キャップをはずす ②中を水洗い ③つぶしてラベルをはずす ④ネットへ

もやせないごみ	粗大ごみの出し方(有料になります。)	使用済小型家電のリサイクルの出し方
<b>容器包装(資源)類</b> 指定した袋で!! ○プラ表示のある食品などの容器包装がこれにあたります。 ○リサイクルされますので食品容器などよく洗って出してください。 発泡スチロール製品 食品パック シュリンク包装 タマゴパック 弁当などの容器 お菓子・鮎などの袋 カップ麺の容器 ビニール袋 洗剤の容器 マヨネーズ・ソースなどの容器 シャンプー・リンスなどの容器 ハムなどの袋 歯磨き粉などのチューブ プリンなどのカップ <b>袋に入る大きさにしてください。★袋に入らない場合は直接役場に持参してください。</b>	<b>粗大ごみを集積所に出されても回収できません。</b> 1. 自己搬入(粗大ごみを車に積んで自分で環境センターに搬入する。) ●搬入の手順 ①処分したい粗大ごみを車に積んで、印鑑を持ち役場に来てください。 ②申請書と粗大ごみ明細書等に必要事項を記入していただきます。 ③職員が粗大ごみを一つ一つ確認し、手数料を計算します。 ④手数料(規定の処理手数料の40%)を支払っていただきます。 ⑤搬入許可証を交付いたしますので、それを持って中部環境センターに搬入してください。 ●搬入できる日と時間 ※平日のみ(月曜から金曜日) ○午前 9:00～正午まで ○午後 1:00～4:00まで ⇒時間内に中部環境センターに入れるように役場においでください。 ※土曜、日曜、祝日と年末年始の12月23日から1月3日の期間は搬入できません。 2. 自宅回収(自宅まで粗大ごみを取りにきてもらう。) ●処理の手順 ①粗大ごみの品目(寸法等)、何点あるか確認します。(※1回に5品目まで申し込みます。各々の個数は特に制限はありませんが都合により制限する場合があります。) ②町が委託した業者に回収処理を電話で申し込みます。そこで処理手数料と回収日が決まります。(委託業者については平成28年3月末の入札で決定し、広報及びHPPでお知らせします。) ③粗大ごみ処理券を販売店で購入します。 ④粗大ごみに貼り、業者から指定された回収日に自宅内の分かり易い場所に置いてください。 ★スプリングが入っているマットレスは、布とスプリングを分けて出してください。 ★買い替えの際は、できるだけ販売店に引き取ってもらってください。	使用済小型家電には金や銀などの貴金属やレアメタルなどの希少金属が含まれており、資源の有効利用に伴い、吉見町では <b>無料回収</b> を実施しています。 ●使用済小型家電対象品目 〈例〉カメラ(使い捨てを除く)、携帯電話(充電器含む)、CD、MD、ラジカセ、扇風機、掃除機、電子レンジ、時計一式(腕時計等)、ビデオデッキ等。 ※こちらは対象品目の一部です。 ●申請方法 ①吉見町役場1階6番窓口(農政環境課)で申請書の記入を行います。 ※平日の午前8時30分から午後5時00分までが受付時間となります。 ②申請書に記入後、役場庁舎に設置してある専用のコンテナへ使用済小型家電を搬入していただきます。 ※使用済小型家電対象品目一覧及び申請方法の詳細については、HPIに掲載しております。

事業系のごみ(飲食店・商店・事務所等からのごみ)	し尿・浄化槽清掃許可業者
●事業活動により生じるごみは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条に規定されており、事業者自らの責任において処理することになっておりますので、町では収集いたしません。……産業廃棄物処理業者へ依頼してください。 ●事務所又は、厨房からのごみについては処理施設に自ら搬入するか、町で許可した一般廃棄物処理業者へ依頼してください。	●吉見清掃 代表者 関根 武好 吉見町大字北下砂275 ☎0493-54-0586 ●(有)橋場商事 代表者 中根正治郎 鴻巣市大字上谷1400-1 ☎048-541-4111 ●高松商事(株) 代表者 高松幸二 鴻巣市大字上谷1824-1 ☎048-541-4414

町で集めないもの	リサイクル対象品
○テレビ、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンの6品目はリサイクル対象品になります。 ○爆発の恐れのあるもの、悪臭のひどいもの、有害物質など(シンナー・廃油・薬液・プロパンボンベ・農薬・水銀・中身の入っている消火器等) ○厚鋼製品類(歯車・クラック軸・エンジン・モーター等) ○農業用機械・ビニール・バイク・タイヤ・バッテリー・コンクリートブロック・廃材・土砂・ガレキ・便器類・浄化槽・ポリバス等は、産業廃棄物処理業者に依頼してください。	冷蔵庫 テレビ エアコン 乾燥機 洗濯機 ペンキや油の入った缶 中身の入った消火器 プロパンボンベ バイク コンクリートブロック等 タイヤ バッテリー ポリ浴槽など